

国立大学法人東京医科歯科大学スポーツサイエンスセンター規則

平成26年9月30日
規則第102号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学スポーツサイエンス機構規則（平成26年規則第100号。以下「機構規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学スポーツサイエンスセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 センターは、スポーツ科学研究を推進するとともに、アスリート等の競技力向上や傷害予防、現場復帰に必要なプログラムを提供する。また、スポーツ医歯学診療センターとの連携によりアスリート等に必要な総合的な支援を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ科学研究に関すること。
- (2) トレーニングプログラムの開発・提供に関すること。
- (3) 理学療法士などの有資格者への専門教育プログラムによる人材養成に関すること。
- (4) スポーツ医歯学診療センターとの連携に関すること。
- (5) その他アスリート支援に関することなど、センターの目的を遂行するために必要な業務

（センター長・副センター長）

第4条 センターに機構規則第3条第2項に定めるセンター長を置き、スポーツサイエンス機構機構会議の推薦に基づき、学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの管理運営をつかさどる。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長の任期の末日は、当該センター長を指名する機構長の任期の末日以前とする。ただし、定年退職日が機構長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。
- 5 前項の場合、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 センター長は必要に応じて副センター長を置くことができる
- 7 前項の副センター長の任期は、センター長の任期を超えることができないものとする。

（組織）

第5条 センターに、センター長のほか、必要な教職員を置くことができる。

（事務）

第6条 センターに関する事務は、医学部附属病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、スポーツサイエンス機構機構会議の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際のセンター長の選考については、第4条第1項に規定されている機構会議の推薦を省略し、学長が選考する。

附 則(令和2年10月9日規則第106号)

この規則は、令和2年10月9日から施行し、令和2年10月1日から適用する。